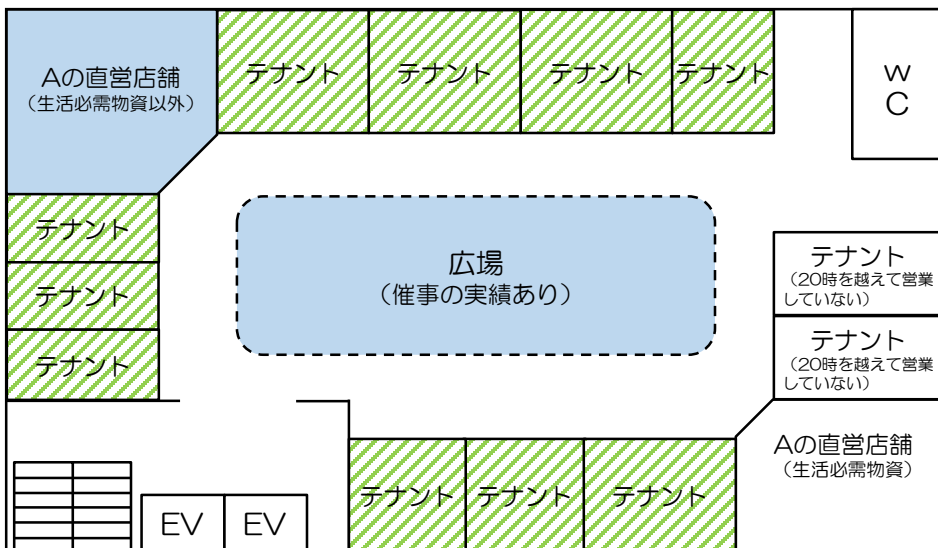
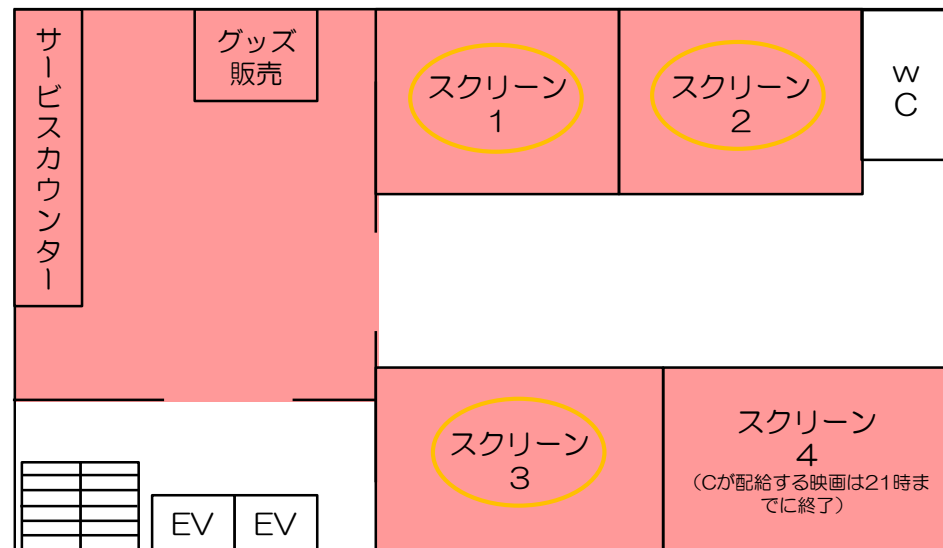


# <協力金算定時の面積の考え方> 例：映画館が入っているショッピングモールの場合



2階

※専門店街。Aが運営。フロアの床面積2,000㎡。バックヤードは図から省略。テナントは各テナント事業者が運営。



3階

※Aが運営する施設にテナントとして入居する映画館。Bが運営。フロアの床面積2,000㎡、バックヤードは図から省略。

## ◆株式会社A◆

ショッピングモール（1階・2階部分）を運営する大規模施設運営事業者

■自己利用部分（青色塗りつぶし）  
生活必需物資以外を取り扱うAの直営店舗面積、催事の実績がある広場面積の合計で計算。

※テナント部分（映画館も含む）、生活必需物資販売部分、飲食部分、サービス提供を直接的に行っていない部分（階段・施設間の連絡通路・エレベーター・トイレ・バックヤード等）を除く。

■テナント事業者等の把握管理分  
協力金の支給対象となるテナント事業者の数（緑色斜線）で計算。（図では10店舗）

## ◆各テナント事業者◆

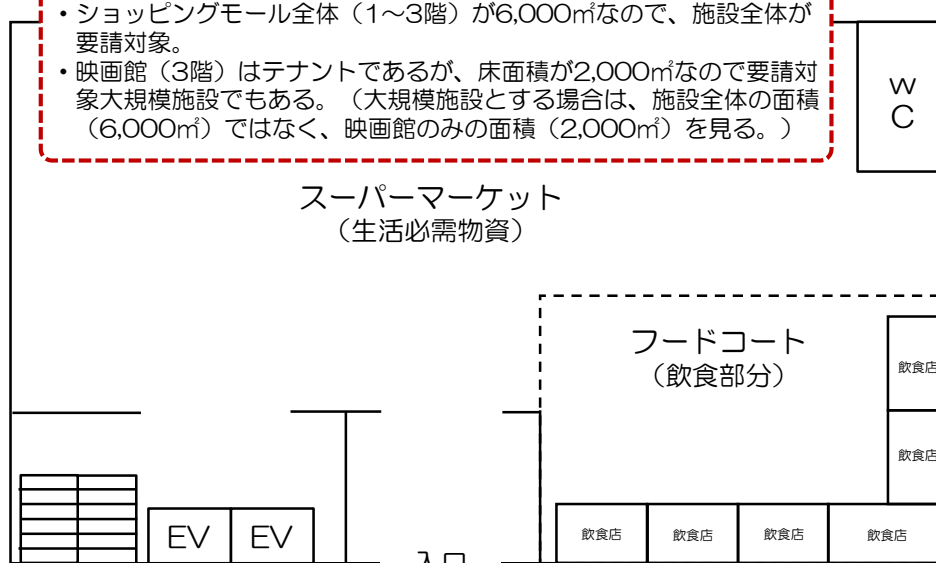
ショッピングモール（2階部分）に入居する各テナントの事業者

### ■店舗面積

自身のテナントの売場面積で計算。  
※通常時から20時を越えて営業している店舗が対象。  
※生活必需物資を取り扱うテナントも支給対象となる。

## 《要請対象か否かの考え方》

- ・ショッピングモール全体（1～3階）が6,000㎡なので、施設全体が要請対象。
- ・映画館（3階）はテナントであるが、床面積が2,000㎡なので要請対象大規模施設でもある。（大規模施設とする場合は、施設全体の面積（6,000㎡）ではなく、映画館のみの面積（2,000㎡）を見る。）



1階

※食料品部分。Aが運営。フロアの床面積2,000㎡、バックヤードは図から省略。

## ◆株式会社B◆

映画館（3階部分）を運営する大規模施設運営事業者

■自己利用部分（ピンク色塗りつぶし）  
映画館としてのサービス提供面積、常設スクリーンのある上映室面積の合計で計算。

※サービス提供を直接的に行っていない部分（階段・エレベーター・トイレ・バックヤード等）を除く。

■常設スクリーン数  
常設スクリーンの数で計算。（図では4スクリーン）

## ◆株式会社C◆

大規模施設である映画館（3階部分）で映画を配給する事業者

### ■常設スクリーン数

映画の終了時刻が21時を越える予定だった常設スクリーンの数（オレンジ色丸囲み）で計算。（図では3スクリーン）

※21時を越えて上映する予定だったスクリーンが対象。

※この図解は、あくまで参考としての一例であり、全てのケースに該当するものではありません。協力金算定の際は、ご自身の運営する施設の実態に応じてご判断ください。

# <協力金算定時の面積の考え方> 例：ショッピングモール等の商業施設以外の場合

## 基本的な考え方

自己利用部分面積（大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分）

→敷地内にある**建築物の床面積**から、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分（※）を差し引いた面積。

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分

- ・テナント事業者等及び特定百貨店店舗の区画
- ・生活必需品の販売等を行う区画
- ・階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務室、倉庫 等

### 屋内でのサービス提供が 基本の施設

■基本となるサービス提供部分の例（建築物に限る）

- ・劇場等のホール部分
- ・美術館等の展示部分
- ・屋内型運動施設の競技部分、更衣室等
- ・ゲームセンターの遊技部分
- …等

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分や屋外部分等は含みません。

<例>

- ・劇場等の控室や舞台裏等のバックヤード
- ・美術館等の屋外展示部分（屋根のない部分）
- …等

### 屋外でのサービス提供が 基本の施設

■基本となるサービス提供部分の例（建築物に限る）

- ・ゴルフ場のクラブハウス
- ・遊園地の屋内型アトラクション、直営の土産物店舗
- ・競技場の屋外観覧席部分
- …等

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分や屋外部分等は含みません。

<例>

- ・ゴルフ場等の屋外部分（ゴルフコース）
- ・遊園地等の屋外部分
- ・競技場等の屋根のないアリーナ部分
- …等

### ホテル又は旅館 （集会の用に供する部分に限る）

■自己利用部分面積

- ・集会の用に供する部分

※集会の用に供する部分以外の部分は含みません。

<例>

- ・客室、大浴場等の宿泊サービスに供される部分
- …等

◆参考：建築物とは

- ・土地に定着する工作物で、屋根及び柱（壁も含む）もしくは壁を有するもの。
- 競技場等の屋外観覧席部分等の例外を除き、基本的には屋根のある部分が建築物となります。